

## 複数区画購入割引制度要領

(趣旨)

第1条 鹿児島県住宅供給公社(以下「公社」という。)は、公社が定める公社分譲団地(以下「対象団地」という。)において、複数区画(2区画以上の宅地をいう。以下同じ。)を購入する者(法人は除く。以下「対象者」という。)に対し、販売促進と街並み・住環境整備を推進するために、譲渡価格の割引を行う。

(対象団地)

第2条 対象団地は、次の各号に掲げる団地とする。

- (1) 妙円寺団地(日置市伊集院町妙円寺)

(対象者)

第3条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一つの土地売買契約により複数区画を購入する者
- (2) 二親等以内の親族同士で、かつ、同一の対象団地において同時に各々の宅地を購入する者
- (3) 対象団地において宅地を所有している者(配偶者を含む。)と二親等以内の親族で、かつ、同一の対象団地において宅地を購入する者

(割引の額)

第4条 割引の額は購入する宅地の譲渡価格の10パーセント相当額とし、売買代金は譲渡価格の90パーセント相当額(千円未満の端数切捨て)とする。

(割引の適用手続き)

第5条 本制度の適用を受けようとする者(以下「申込対象者」という。)は、公社との間で土地売買契約を締結するときまでに、複数区画購入割引支援申込書(別記様式)に次の書類を添えて、公社に提出するものとする。

- (1) 申込対象者の住民票(写し可)
- (2) 第3条第2号である場合は、購入する者同士の親等数がわかる戸籍謄本
- (3) 第3条第3号である場合は、所有している者と購入する者の親等数がわかる戸籍謄本及び対象団地において宅地を所有していることを明らかにする書類(例:登記事項証明書, 固定資産税納税通知書の写し)

2 公社は、前項の規定による複数区画購入割引支援申込書が適正であると認めたときは、当該申込書を受理するものとする。

(割引制度による売買代金の決定)

第6条 公社は、前条第2項の規定により複数区画購入割引支援申込書を受理したときは、第4条に規程する売買代金での土地売買契約の手続きを進めるものとする。

(支援金の返還請求)

第7条 公社は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、譲渡価格と売買代金の差額分（以下「支援金」という。）を請求することができる。

- (1) 第3条に定める対象者に該当しなかったとき
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は不正な行為があったとき

(調査)

第8条 公社は、本制度の適用に関し必要があると認めるときは、対象者に対し、報告を求め、当該支援金の適用に係る必要な調査を行うことができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、支援の適用に関して必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の適用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(別記様式)

令和 年 月 日

鹿児島県住宅供給公社

理事長 様

(公社宅地購入者)

住所

氏名

印

### 複数区画購入割引支援申込書

私は、複数区画購入割引制度要領（以下「要領」という。）を理解した上で、下記のとおり申し込みます。

#### 記

#### 1 購入する宅地

- ・
- ・

#### 2 対象者の要件

- (1) 要領第3項第 号該当
- (2) 要領第3項第2号又は第3号である場合
  - ア 第2号における同時に購入する者の  
住所  
  
氏名
  - イ 第3号における所有している者の  
住所  
  
氏名

#### 3 添付書類

- (1) 申込対象者の住民票(写し可)
- (2) 第3項第2号である場合は、購入する者同士の親等数がわかる戸籍謄本
- (3) 第3項第3号である場合は、所有している者と購入する者の親等数がわかる戸籍謄本及び対象団地において宅地を所有していることを明らかにする書類  
(例：登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し)